

令和元年 12 月 4 日  
福島県県北地方振興局

## 首都圏の教員等を対象とした県北地方の教育・観光資源モニター事業 業務委託先事業者公募実施要領

### 1 目的

県北地方振興局では、関係人口、交流人口拡大に向けて、福島県県北地方への教育旅行を誘致するため、首都圏の教員等をモニターツアーに招き、福島県県北地方の魅力的な教育・観光資源となるコンテンツを認知してもらうとともに、モニタリングを実施することにより、今後のコンテンツの磨き上げ、今後の誘致に繋がる情報収集を行う事業を実施します。

県北地方振興局は、この事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、この委託先事業者公募実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業者公募を実施します。

### 2 業務の概要

- (1) 業務の名称  
首都圏の教員等を対象とした県北地方の教育・観光資源モニター事業
- (2) 業務の仕様等  
資料 2 首都圏の教員等を対象とした県北地方の教育・観光資源モニター事業  
業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
委託契約締結日から令和元年 12 月 27 日まで
- (4) 委託契約額の上限  
451 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 担当部署

福島県県北地方振興局地域づくり・商工労政課 担当：木村  
所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 福島県庁北庁舎 4 階  
電話 024-521-2658（直通）  
メールアドレス kenpoku.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

### 4 応募資格

事業者公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 旅行業法上、第 2 種旅行業以上の登録があり、かつ、首都圏と県北地方に営業拠点がある旅行者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- (3) 本公募の開始から企画提案書の提出日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者でないこと（但し、民事再生手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められている者は除く）。

- (5) 以下に該当する者が役員でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (6) 応募者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 協議実施日前3年間に於ける団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (9) 県税等の滞納がないこと。関係法令の手續等を順守していること。

## 5 応募に関する手続

- (1) 企画提案書様式等の入手  
企画提案書様式及び実施要領については、福島県県北地方振興局ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。
- ・ホームページアドレス：  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01210a/kenpokushinkotop.html>

## 6 質問書の受付

実施要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、次のとおり「実施要領等に関する質問書（様式1）」を提出することができる。

- (1) 受付期間  
令和元年12月4日（水）から12月6日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出方法  
担当事務局のメールアドレスあて、電子メール（ファイル添付）により提出すること。

このとき、件名を「首都圏の教員等を対象とした県北地方の教育・観光資源モニター事業」と入力すること。メール送付の際には担当まで電話を入れること。

・担当事務局メールアドレス：

kenpoku.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、すべての応募者に対し周知するものとする。

7 企画提案書の提出方法（必須）

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和元年12月10日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

事務局あてに持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。なお、当局においては、郵送中の事故等の責任は負わない。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びファクシミリによる提出は、認めない。

(3) 提出書類

応募者は、「資料3 本委託先事業者公募における企画提案書作成要領」で定める書類を提出するものとする。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(5) 企画提案書の作成及び留意事項

ア 企画提案書は、様式に従って作成すること。

イ 応募者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

エ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

8 事業者公募に係る留意事項

(1) 失格又は無効

応募者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 前4で定める参加者資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加者資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 前7で定める提出期限を過ぎて提出された提案

ウ 前2で定める委託契約の上限額を超える提案

オ 提出した企画提案書が、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

キ 本事業者公募の公平性に影響を与える行為があった場合

ク その他本実施要領に違反すると認められる場合

(2) 複数提案の禁止

応募者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え若しくは再提出はできない。また、提出書類は返却しない。

(4) 費用負担

参加に要する経費等は、応募者の負担とする。

(5) その他

ア 応募者は、企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## 9 委託契約候補者の決定方法

(1) 審査

提出された企画提案書について別途設置する「委託先事業者公募審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。（審査要領は別途定める。）

(2) 委託契約候補者の決定

審査委員会は、企画提案書の内容を審査し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(3) 結果の通知等

審査結果は、全ての応募者に書面にて速やかに通知するとともに、契約までの期間、福島県北地方振興局ホームページにおいて委託契約候補者を公表する。

なお、電話、ファクス、電子メール等による問い合わせには応じない。

## 10 契約手続等

(1) 委託契約の手続

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金（契約額の 100 分の 5 以上の額）を納付しなければならない。

ただし、同規則第 229 条各号に該当する場合は、契約保証金の全額及び一部を免除することがある。

(2) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

(4) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

## 11 公正な事業者公募の確保について

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 応募者は、事業者公募に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託契約候補者の決定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、事業者公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を事業者公募に参加させず、又は事業者公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。